

静岡県告示第69号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和7年2月7日

静岡県知事 鈴木康友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-（エチルアミノ）-2-（2-フルオロフェニル）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名2F-NENDCK、2F-2OXO-PCE、2-FXE、2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine）	令和7年2月6日
2-〔（4-メトキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1-〔2-（ピロリジン-1-イル）エチル〕-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類（通称名Metonitazepyne、N-Pyrrolidino Metonitazene）	令和7年2月6日
（8R）-6-アリル-1-（シクロプロパンカルボニル）-N，N-ジエチル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1cP-AL-LAD）	令和7年2月6日
（8R）-1-（シクロプロパンカルボニル）-N-メチル-N-（プロパン-2-イル）-6-メチル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1cP-MiPLA、1cP-MIPLA）	令和7年2月6日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。